登記基準点測量作業規程運用基準別表（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 改定案 | 現　行 |
| 別表第１　～　別表第６　（略）  別表第７　登記基準点測量における観測及び測定方法等（運用基準第10条第2項）  　登記基準点測量における観測及び測定方法  　1.　（略）  　2.　ＧＮＳＳ観測方法は、次表を標準とする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 観測方法 | | 観測時間 | データ取得間隔 | 摘　要 | | スタティック法 | | 120分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量（10km以上） | | 60分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量(10km未満)  ４級登記基準点測量 | | 短縮スタティック法※１ | | 20分以上 | 15秒以下 | ３～４級登記基準点測量 | | キネマティック法 | | 10秒以上 ※２ | ５秒以下 | ３～４級登記基準点測量 | | ＲＴＫ法 ※４ | | 10秒以上 ※３ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 | | ネットワーク型  ＲＴＫ法 ※４ | | 10秒以上 ※３ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 | | 備　考 | ※１ 電子基準点のみを既知点とする場合には適用しないものとする。  ※２ １０エポック以上のデータが取得できる時間とする。  ※３ ＦＩＸ解を得てから１０エポック以上のデータが取得できる時間とする。  ※４ 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 | | | |   以下略  別表第８　～　別表第15　（略） | 別表第１　～　別表第６　（略）  別表第７　登記基準点測量における観測及び測定方法等（運用基準第10条第2項）  　登記基準点測量における観測及び測定方法  　1.　（略）  　2.　ＧＮＳＳ観測方法は、次表を標準とする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 観測方法 | | 観測時間 | データ取得間隔 | 摘　要 | | スタティック法 | | 120分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量（10km以上） | | 60分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量(10km未満)  ４級登記基準点測量 | | 短縮スタティック法 | | 20分以上 | 15秒以下 | ３～４級登記基準点測量 | | キネマティック法 | | 10秒以上※１ | ５秒以下 | ３～４級登記基準点測量 | | ＲＴＫ法 ※３ | | 10秒以上※２ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 | | ネットワーク型  ＲＴＫ法 ※３ | | 10秒以上※２ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 | | 備　考 | （新設）  ※１ １０エポック以上のデータが取得できる時間とする。  ※２ ＦＩＸ解を得てから１０エポック以上のデータが取得できる時間とする。  ※３ 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 | | | |   以下略  別表第８　～　別表第15　（略） |